

## 鳥取県告示第732号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成23年12月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人「つどい」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
竹内 祇明
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市河内530
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、子ども、障害者をはじめ地域で生活する人々に対して、安心と生きがいに関する事業を行い、豊かな生活に寄与することを目的とする。